公正取引委員会元事務総長によるあっせん規制違反事案の概要

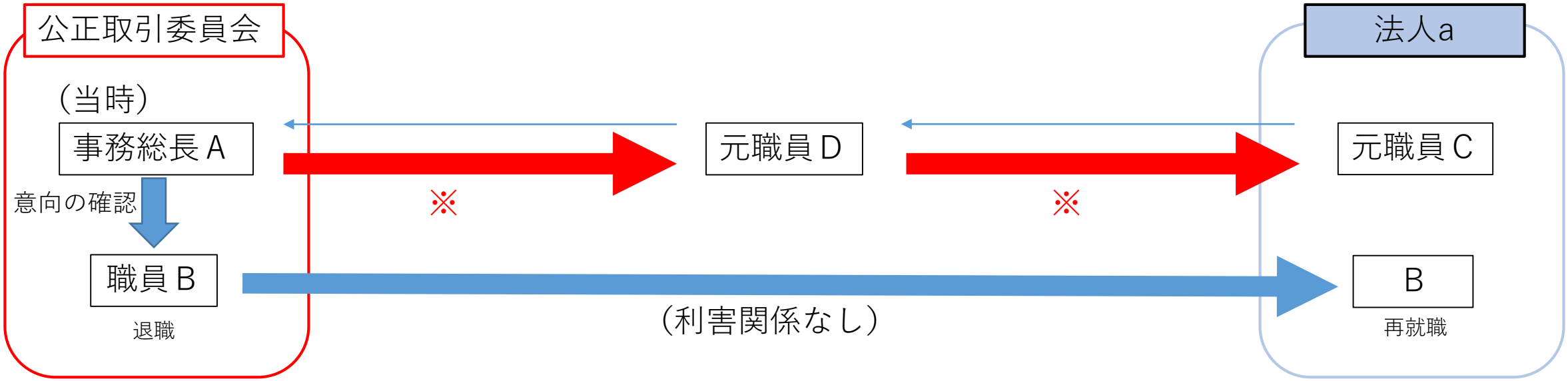

（主な事実経過）
令和２年12月頃　法人ａにおいて、Ｃの後任を選定する必要が生じ、後任は国家公務員ＯＢが望ましいとされた。
令和３年
　１月頃　ＣがＤに相談してＢを後任の候補とし、誰かにＢの意向を確認してもらってほしい旨依頼した。
　１月下旬　ＤはＡに、ＣがＢを後任に考えているが、Ｂに職業分野Ｅに行く気持ちがあるかを確認してほしいと言われたと伝えた。
　２月中旬　ＡはＢに意向を確認した。
　２～３月頃　ＡはＤに、Ｂについて、職業分野Ｅに行く気持ちがないわけではない旨伝えた。　※
　２～３月頃　ＤはＣに、Ａから聞いたＢへの意向確認の結果を伝えた。　※
　３月下旬　ＣからＢに再就職先の情報提供をした。
　３月下旬　ＢはＣに、手続を進めるよう依頼した。

※　（一体として）規制違反と認められた行為